**(一社)鹿児島県茶生産協会退会に伴う市町村支部等**

**の納入金額の処理規程**

第１　一般社団法人鹿児島県茶生産協会(以下「本会」という。)の会員の退会に伴い市町村支部等がとりまとめて納入する金額（以下「納入金額」という。）の減額に係る処理ついて必要な事項を定める。

第２　市町村支部等は，会員の退会に伴い市町村支部等の納入金額の減額を必要とする場合は，別に定める「退会に伴う会費減額申出書」(以下「申出書」という。)を，本会事務局に提出する。

　２　市町村支部等の納入金額の減額に係る考え方は次のとおりとする。

(1)会費の減額を申し出る場合は，会員が退会した場合に限る。

(2)当年度，荒茶生産をしなかった会員の当年度会費分を減額する。

(3)当年度，一番茶等を生産した会員は，当年度の会員であったと見なし，当年度の会費は徴収することとし，市町村支部等の納入金額の減額はしない。（次年度の会費分は申出書による生産実績に基づき減額する。）

ただし，破産等により，会費徴収が困難になった会員の会費分については，当年度減額することができる。

第３　申出書の提出時期は次のとおりとする。

(1) 毎年10月末日（次年度事業計画及び歳入歳出予算・決算書作成のため）

(2) 毎年４月末日（当年度納入金額の請求額調整のため）

第４ 市町村支部等の納入金額を減額する金額は，提出のあった申出書に基づき，本会理事会において協議し決定する。

　附　則

この規程は平成28年９月７日より実施する。